

こ成母第 642 号
令和 6 年 10 月 30 日

各 都道府県・市区町村 母子保健主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン」の
改定について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り深く感謝申し上げます。

「産前・産後サポート事業及び産後ケア事業ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）については、令和 2 年に母子保健法の一部を改正し、市区町村に対し産後ケア事業の実施を努力義務としたことにあわせ改定を行いました。

その後も、産後ケア事業の事例集の紹介等のほか、実施要綱の改定、通知の発出が行われ、令和 5 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金「産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業」（実施主体：株式会社野村総合研究所）において、これらの最新の情報等の反映や、記載の充実を行ったガイドライン改定案をとりまとめました。

更に、令和 6 年に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）において、産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付け、国、都道府県、市区町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行うことを定めたところです。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の更なる充実を図るため、改定案をもとにパブリックコメントを実施し、寄せられた意見等を参考に、別添のとおりガイドラインを改定しましたので、周知いたします。

なお、本ガイドラインは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添えます。